

報告第9号

公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況を別冊のとおり提出する。

令和3年6月11日

提出者 杉並区長 田 中 良

令和2年度

事業報告書

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

監査報告書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和2年度

事業報告書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和2年度 事業報告書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

公益社団法人 杉並区成年後見センター

はじめに

当センターは成年後見制度推進機関として、これまでの事業実績を踏まえつつ、より一層の成年後見制度の利用促進を図るため、以下の基本方針のもと事業を遂行した。

【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 成年後見制度の中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

今年度は、従来の相談業務・申立て手続き支援に加えて、令和2年1月から新たに開始した専門相談事業を活用しながら、制度利用者への支援の拡充を図った。また、4月及び5月は新型コロナウイルス感染症対策のため、事業実施の一部を見合わせたことで、各事業の実施件数の減少がみられた。6月以降は実績も回復し、感染症対策を行いながら事業計画に沿った運営に努めたが、11月頃から再び感染者数の増加がみられたため、事業の一部を中止、または、実施方法を工夫して行った。一方で、職員の研修はオンラインにより参加した。

10月には、成年後見制度利用促進基本計画に定める杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催した。今年度は、専門職団体及び相談機関・福祉関係団体ごとにそれぞれ専門部会を開催し、協議会の場において、特に成年後見人等の選任後の支援についてそれぞれの立場からの課題について意見交換を行い、地域連携ネットワークの推進のための課題を検討し、連携強化を図った。

各事業の取組状況

1. 円滑な法人運営体制の確立

運営体制	審議事項、報告事項
社員総会	<p>○ 臨時社員総会 令和2年4月6日 午前9時から [決議事項] 議案第1号 理事の選任について</p> <p>○ 定時社員総会 令和2年5月13日 午前9時から [報告事項] 令和元年度事業報告について [決議事項] 議案第2号 令和元年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録の承認並びに監査報告について 議案第3号 理事の選任について</p>
理事会	<p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条による理事会の決議の省略 理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。 決議があったものとみなされた日：令和2年4月13日 議案第1号 副理事長の選任について</p> <p>○ 第1回 令和2年4月28日予定 <u>※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言のため、第1回理事会は中止とした。</u></p> <p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条による理事会の決議の省略 理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。 決議があったものとみなされた日：令和2年4月28日 議案第2号 令和元年度事業報告及び決算の承認並びに監査報告について 議案第3号 令和元年度事業報告等に係る提出書類の承認について</p>

<p>理事会</p>	<p>議案第4号 理事の選任と社員総会への付議について 議案第5号 定時社員総会の開催について</p> <p>○ 第2回 令和2年11月予定 <u>※新型コロナウイルス感染者数の再びの増加傾向及び緊急に審議が必要な議案等のないため、第2回理事会を中止とし、書面送付により報告を行った。</u></p> <p>[報告事項] (1) 令和2年度上半期事業報告について (2) 令和2年度上半期における理事長の職務執行報告について</p> <p>○ 第3回 令和3年3月24日 午後6時から [決議事項] 議案第6号 令和3年度事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについての承認について 議案第7号 専門委員の選任について 議案第8号 苦情解決委員の選任について 議案第9号 運営委員会の委員の選任について 議案第10号 理事の選任及び社員総会への付議について 議案第11号 臨時社員総会の開催について 議案第12号 成年後見人等候補者紹介要綱の改正について 議案第13号 非常勤職員規則及び職員就業規則の改正について 議案第14号 育児・介護休業等に関する規則の制定について</p>
------------	--

<p>運営委員会</p>	<p>○ 第1回 令和2年4月10日 午後1時30分から 議事 事例審議 4件 後見監督事務審議 ・監督109号 報酬付与申立てについて その他 ・新型コロナウイルス感染予防対策下における今後の運営委員会の運営について</p> <p>○ 第2回 令和2年5月15日予定 <u>※新型コロナウイルス感染予防対策のため、書面による開催とし、専門委員への諮問の上、理事長が決議した。</u> 議事 事例審議 5件 法人後見事務審議 ・法人後見7号 初回報告について その他 ・令和元年度事業報告、令和2年度事業計画について</p> <p>○ 第3回 令和2年6月12日 午後1時30分から 議事 事例審議 4件 法人後見事務審議 ・法人後見5号 報酬付与申立てについて 後見監督事務審議 ・監督120号 報酬付与申立てについて</p> <p>○ 第4回 令和2年7月10日 午後1時30分から 議事 事例審議 6件</p> <p>○ 第5回 令和2年8月7日 午後1時30分から 議事 事例審議 6件 後見監督事務審議 ・監督116号 報酬付与申立てについて</p> <p>○ 第6回 令和2年9月11日 午後1時30分から 議事 事例審議 9件</p> <p>○ 第7回 令和2年10月9日 午後1時30分から 議事 事例審議 3件 後見監督事務審議 ・監督127号 初回報告について</p>
--------------	--

<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第8回 令和2年11月13日 午後1時30分から 議事 事例審議 4件 後見監督事務審議 ・ 監督117号 定期報告について ○ 第9回 令和2年12月11日 午後1時30分から 議事 事例審議 8件 後見監督事務審議 ・ 監督118号 定期報告について ・ 監督122号 定期報告について ・ 監督126号に対する後見終了後の対応策について ・ 監督126号 終了報告について ・ 監督128号 初回報告について ○ 第10回 令和3年1月15日 午後1時30分から 議事 事例審議 6件 後見監督事務審議 ・ 監督112号 定期報告について ○ 第11回 令和3年2月12日 午後1時30分から 議事 事例審議 7件 後見監督事務審議 ・ 監督123号 定期報告について ○ 第12回 令和3年3月12日 午後1時30分から 議事 事例審議 2件 法人後見事務審議 ・ 法人後見2号 定期報告について 後見監督事務審議 ・ 監督129号 初回報告について ・ 監督109号 定期報告について ・ 監督124号 定期報告について その他 ・ 杉並区成年後見センター報酬助成に関する要綱の改正について
--------------	---

2. 公益目的事業 成年後見制度利用推進事業

【成年後見制度の周知、普及及び啓発活動】

(1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、一般区民向けの講演会を開催し制度の普及啓発を図る。

事業項目	実施内容
講演会の実施	○ 講演会 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年度の開催は見送った。

(2) 区民後見人等養成・支援事業

今後の成年後見制度の利用の増加に対応するため、区民後見人等養成・支援事業を実施している。

区民後見人等養成事業は3年に1回実施しており、平成30年度の区民後見人等養成研修（基礎講座及び実務研修）において、研修修了者13名について区民後見人等候補者名簿への登録を行っているため、令和2年度は新たな養成は行っていない。

支援事業としては、「区民後見人等候補者紹介事業実施要綱」において、区民後見人等候補者名簿登録更新時の要件として当法人が必要と認め実施した研修への参加を要件としているため、「区民後見人等候補者名簿登録者フォローアップ研修」を実施した。

また、後見人選任までの待機期間中の育成の一環として、法人業務の支援員として活用する事業を行っており、法人後見支援員としての活動の他、当センターが行う周知活動の事業支援員としての活動を加え、一層の活用を図っている。

事業項目	実施内容
区民後見人等の育成・支援	○ 登録更新に必要な研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 フォローアップ研修 日時 令和2年9月26日（土） 午後2時～4時 内容 「生活保護制度について」 講師 杉並福祉事務所高円寺事務所 吉川 理恵 氏 出席者 22名 ・第2回 フォローアップ研修 日時 令和2年12月19日（土） 午後2時～4時 内容 ①裁判所の動向～後見センターレポートの紹介～ ②区民後見人としての実践報告(2事例) 講師 弁護士 原崎 千賀子 氏 発表者 区民後見人 2名 出席者 20名

<p>区民後見人等の育成・支援</p>	<p>○ 区民後見人等の活用と支援</p> <p>区民後見人登録者 22名（令和3年3月31日現在） （登録者22名の内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都社会貢献型後見人養成講習会修了者 1名 ・ 区民後見人養成研修修了者 21名 （平成21年度登録者2名、平成24年度登録者2名、平成27年度登録者4名、平成30年度登録者13名） <p>・ 登録者活動状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">区民後見人</td> <td style="text-align: right;">10名</td> </tr> <tr> <td>法人後見支援員</td> <td style="text-align: right;">3名</td> </tr> <tr> <td>事務支援員</td> <td style="text-align: right;">2名</td> </tr> <tr> <td>事業支援員</td> <td style="text-align: right;">2名</td> </tr> <tr> <td>地域福祉権利擁護事業生活支援員</td> <td style="text-align: right;">3名</td> </tr> </table>	区民後見人	10名	法人後見支援員	3名	事務支援員	2名	事業支援員	2名	地域福祉権利擁護事業生活支援員	3名		
区民後見人	10名												
法人後見支援員	3名												
事務支援員	2名												
事業支援員	2名												
地域福祉権利擁護事業生活支援員	3名												
<p>区民後見人等の育成・支援</p>	<p>・ 区民後見人等候補者紹介の状況（単位：件）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> </tr> <tr> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の選任件数</th> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の選任件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 区民後見人受任状況</p> <p>当初受任件数 : 11件（前年度から継続の件数） 新規受任件数 : 5件 合計受任件数 : 16件 終了件数 : 1件（本人死亡による） 令和3年3月31日現在の合計受任件数 : 15件</p> <p>・ 区民後見人登録者のうち受任していない者の人数 12名 （未受任の登録者11名、被後見人の死亡による後見事務終了者1名）</p>	令和2年度		令和元年度		推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数	6	5	6	6
令和2年度		令和元年度											
推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数										
6	5	6	6										

(3) 周知活動

パンフレットやホームページを通じて、成年後見制度の周知や、当センターの周知及び広報を行った。

また、前年度に引き続き区庁舎ロビーにおいて成年後見制度のパネル展示および概要の個別説明等の周知活動を行った。区民向けの催事や障害者、高齢者を対象とした催事

は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための催事の縮小、中止等の措置があり、周知活動は見合わせた。

これらの周知活動の実施に際しては、区民後見人等候補者名簿登録者の活用を図っている。

さらに、地域団体等が主催する説明会や研修会に参加し、説明を行った。

業項目	実施内容															
パンフレットの配布	<p>○ パンフレットの配布 ケア 24 や障害者地域相談支援センター等の区内関係機関へ配布を行い、より一層の成年後見制度と当センターの周知及び広報を行った。配付にあたっては従来のパンフレットに加え、制度利用者本人向けに読みやすくした説明用パンフレット及び同パンフレットの点訳の配布を行った。 配付か所(区内) 95 か所 配付総数 2,115 部</p>															
周知活動	<p>○ 周知活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区庁舎ロビーにおける成年後見制度のパネル展示 令和2年6月1日(月)、2日(火)の2日間 ・社会福祉法人浴風会「つながるフェスタ」 中止 ・「すぎなみフェスタ」へ成年後見制度のパネル展示で出展 令和2年11月7・8日(土・日) 桃井原っぱ公園 ※規模を縮小しての開催だったため、参加見合わせ ・障害者週間事業「ふれあいフェスタ」 中止 															
説明会・研修会等への対応	<p>○ 区民や関係機関職員を対象にした、成年後見制度についての説明会及び研修会からの要請に応じ、説明を行った。 (一般区民対象3回、関係機関対象3回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>月 日</th> <th>内 容 等</th> <th>主 催・対 象</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>R2.6.6 中止</td> <td>税理士による成年後見制度講演会と相談会</td> <td>東京税理士会杉並・荻窪支部共催 一般区民</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>R2.7.29</td> <td>認知症の方への権利擁護研修</td> <td>杉並区主催 ケア 24・ケアマガジヤ 介護保険サービス</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	回	月 日	内 容 等	主 催・対 象	参加者数	1	R2.6.6 中止	税理士による成年後見制度講演会と相談会	東京税理士会杉並・荻窪支部共催 一般区民	—	2	R2.7.29	認知症の方への権利擁護研修	杉並区主催 ケア 24・ケアマガジヤ 介護保険サービス	25
回	月 日	内 容 等	主 催・対 象	参加者数												
1	R2.6.6 中止	税理士による成年後見制度講演会と相談会	東京税理士会杉並・荻窪支部共催 一般区民	—												
2	R2.7.29	認知症の方への権利擁護研修	杉並区主催 ケア 24・ケアマガジヤ 介護保険サービス	25												

			事業者の新任職員	
3	R2. 11. 12	ケアマネジャー向け研修～事例検討会	ケア 24 松ノ木主催 地区ケアマネジャー等	13
4	R2. 11. 15	～若いうちから老い支度～「成年後見制度のしくみと手続きについて」	区内 NPO 法人主催 会員(一般区民)	10
5	R2. 11. 18	成年後見制度の概要と後見センターの役割	社会福祉協議会 新任職員等	9
6	R3. 2. 16	家族介護教室「成年後見制度のしくみと手続きについて」	ケア 24 松ノ木主催 一般区民	9

【成年後見制度に関する相談及び利用支援】

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある者、その家族からの権利擁護や成年後見制度に関する相談に電話、来所、訪問により対応した。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行った。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、申立て手続き支援として、制度の必要性についてのスクリーニングの後、初回相談を行い関係機関や親族との連携や調整を経て、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介等継続的な相談支援を実施した。また、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談にも対応した。

また、成年後見制度利用開始前及び開始後における区民への支援を拡充するため、弁護士、司法書士、社会福祉士による「成年後見制度専門相談」を実施した。

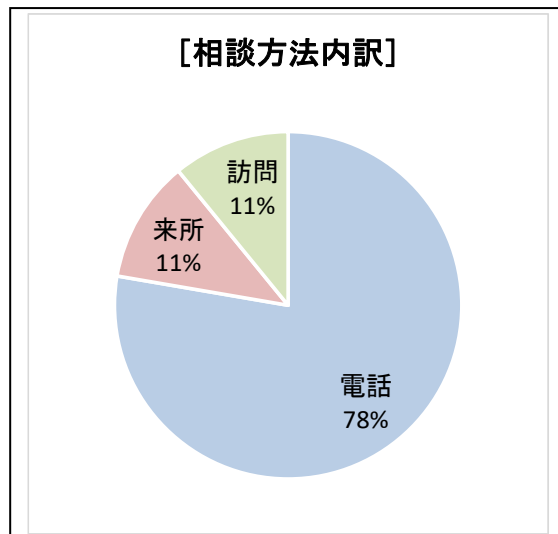
事業項目	実施内容																																													
相談事業の実施	<p>○ 成年後見制度等の利用や権利擁護に関する相談に電話、来所、訪問で対応した。</p> <p>相談件数は、前年度と比較して6%の増加にとどまった。また、電話相談は増えているものの来所相談、訪問相談は減少しており、新型コロナウイルス感染予防対策等の影響と考えられる。</p> <p>相談対象者の構成比は、認知症が46%、精神疾患18%、知的障害8%、脳機能障害5%、高齢者14%、身体障害者2%、その他7%となっている。</p> <p>主な相談者の構成比は、本人、親族からの相談が27%（内訳は本人8%、親・子・配偶者10%、その他の親族9%）、関係機関からの相談は50%、後見受任者13%となっている。</p> <p>[月別相談件数]（単位：件） ※下段（ ）は新規相談で内数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>185</td> <td>202</td> <td>311</td> <td>302</td> <td>304</td> <td>312</td> </tr> <tr> <td>うち新規</td> <td>(25)</td> <td>(40)</td> <td>(51)</td> <td>(52)</td> <td>(50)</td> <td>(60)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>339</td> <td>307</td> <td>315</td> <td>260</td> <td>256</td> <td>338</td> <td>3,431</td> </tr> <tr> <td>うち新規</td> <td>(52)</td> <td>(56)</td> <td>(35)</td> <td>(43)</td> <td>(48)</td> <td>(58)</td> <td>(570)</td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	相談件数	185	202	311	302	304	312	うち新規	(25)	(40)	(51)	(52)	(50)	(60)	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談件数	339	307	315	260	256	338	3,431	うち新規	(52)	(56)	(35)	(43)	(48)	(58)	(570)
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																								
相談件数	185	202	311	302	304	312																																								
うち新規	(25)	(40)	(51)	(52)	(50)	(60)																																								
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																							
相談件数	339	307	315	260	256	338	3,431																																							
うち新規	(52)	(56)	(35)	(43)	(48)	(58)	(570)																																							

相談事業
の実施

[相談方法 内訳]

(単位:件) () 書は新規相談で内数

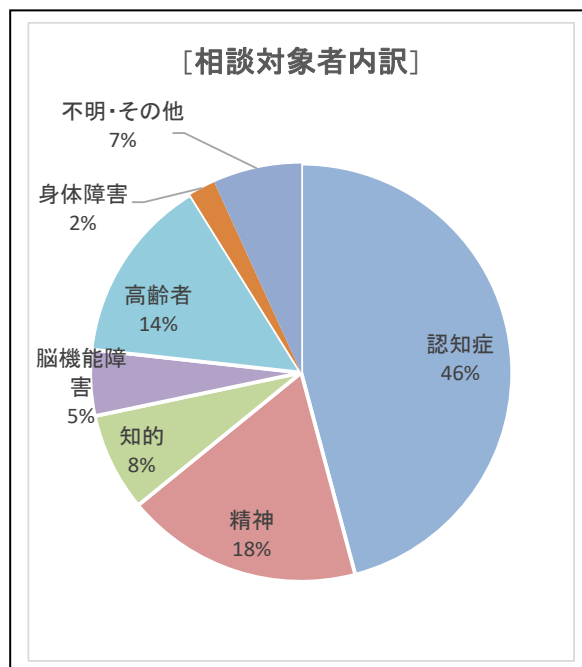
	2年度	元年度
電話	2,666 (491)	2,299 (402)
来所	391 (73)	477 (188)
訪問	374 (6)	445 (6)
計	3,431 (570)	3,221 (596)



[相談対象者内訳]

(単位:件) () 書は新規相談で内数

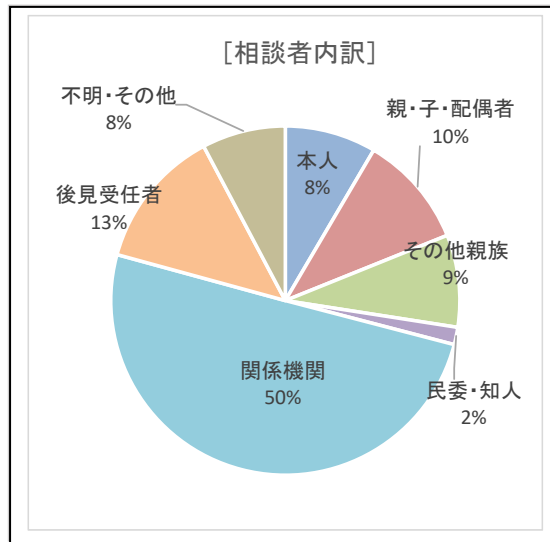
	2年度	元年度
認知症	1,574 (211)	2,194 (350)
精神疾患	624 (60)	396 (58)
知的障害	261 (28)	280 (21)
脳機能障害	175 (32)	
高齢者	495 (131)	206 (101)
身体障害者	70 (10)	
不明・その他	232 (98)	145 (66)
計	3,431 (570)	3,221 (596)



相談事業
の実施

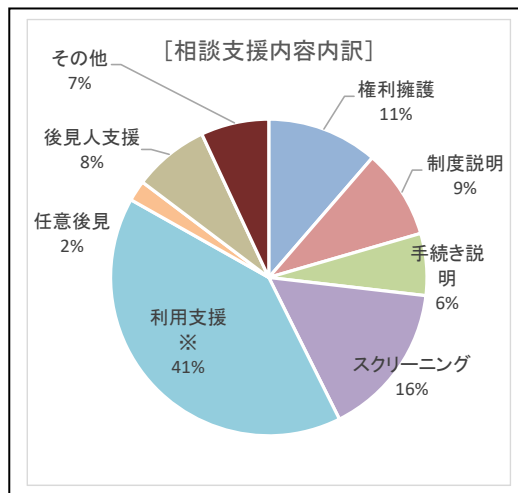
[相談者内訳] (単位：件数)

	2年度	元年度
本人	380	334
親・子・ 配偶者	469	468
その他親族	384	419
民委・知人	72	79
関係機関	2,254	2,387
後見受任者	584	526
不明・ その他	348	281
計	4,491	4,494



[相談支援内容内訳] (単位：件数)

	2年度	元年度
権利擁護	470	249
法定後見 制度説明	379	302
手続き説明	262	238
スクリーニング	654	203
利用支援 ※	1,678	2,202
任意後見	88	126
後見人支援	321	227
その他	288	113
計	4,140	3,660



※ 次の事業項目「申立て手続き支援の実施」において再掲

<p>相談事業の実施</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染予防対策のため、休日相談会はすべて中止となった。</p> <p>○ 弁護士、司法書士、社会福祉士による成年後見制度専門相談を実施した。 実施日 毎月第1～第4火曜日、第1～第4木曜日（祝日は除く） ①午後1時30分 ②午後3時 （各日2枠で相談対応）</p> <p>[月別専門相談実施数] （単位：件数）</p> <table border="1" data-bbox="438 656 1458 837"> <tr> <td>月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>118</td> </tr> </table> <p>※4月～5月は緊急事態宣言下のため実施せず。</p>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		件数	3	0	15	11	11	14		月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	件数	14	10	9	10	8	13	118
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																											
件数	3	0	15	11	11	14																											
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																										
件数	14	10	9	10	8	13	118																										
<p>申立て手続き支援の実施</p>	<p>○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、継続的な相談対応や書類作成等の支援を実施した。（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="438 1055 1425 1328"> <tr> <td>申立て手続き支援の内容</td> <td>2年度</td> <td>元年度</td> </tr> <tr> <td>継続相談（複数回の相談対応）</td> <td>1,485</td> <td>1,905</td> </tr> <tr> <td>書類作成支援</td> <td>83</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>家裁・鑑定医等への同行・調査立会</td> <td>36</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>74</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,678</td> <td>2,202</td> </tr> </table> <p>※ 対象期間における新規の支援対象者人数</p> <table border="1" data-bbox="438 1370 1425 1462"> <tr> <td></td> <td>2年度</td> <td>元年度</td> </tr> <tr> <td>支援対象者人数</td> <td>135人</td> <td>150人</td> </tr> </table>	申立て手続き支援の内容	2年度	元年度	継続相談（複数回の相談対応）	1,485	1,905	書類作成支援	83	215	家裁・鑑定医等への同行・調査立会	36	28	その他	74	54	合計	1,678	2,202		2年度	元年度	支援対象者人数	135人	150人								
申立て手続き支援の内容	2年度	元年度																															
継続相談（複数回の相談対応）	1,485	1,905																															
書類作成支援	83	215																															
家裁・鑑定医等への同行・調査立会	36	28																															
その他	74	54																															
合計	1,678	2,202																															
	2年度	元年度																															
支援対象者人数	135人	150人																															

申立て手続き支援の実施	○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、第三者後見人等候補者の紹介等を実施した。(単位：件)							
	項目	内訳	2年度		元年度			
			推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数		
	第三者後見人等候補者紹介	弁護士	3	4	2	2		
		司法書士	23	26	31	25		
		社会福祉士	29	31	33	28		
		税理士	2	3	5	4		
		計	57	64	71	59		
	項目		2年度		元年度			
	鑑定医紹介		紹介件数		紹介件数			
		0		0				
	<p>※ 第三者後見人等候補者紹介の推薦件数は、当年度開催の運営委員会の審議結果に基づく推薦件数を専門職種別に集計している。</p> <p>推薦後の選任件数は、当年度中に家庭裁判所の審判があり、後見人として選任された件数を専門職種別に集計している。</p> <p>※ 令和2年度の運営委員会における候補者推薦審議の状況については、資料1参照。</p> <p>資料1では、第三者後見人等候補者の推薦57件に加え、区民後見人の推薦6件、家裁一任1件、合計64件の審議状況を記載している。</p>							
職員研修の実施	○ 区民等からの相談に対して、相談業務・申立て手続き支援業務においてより的確な対応ができるよう、また、公益社団法人として法人の運営管理の質の向上を目指して、内部研修、外部研修を通じセンター職員のレベルアップを図った。							
	<p>・内部研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>研修内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律・財産管理等研修</td> <td> <p>法律職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で随時実施した。</p> <p>①任意後見契約公正証書作成に関する実務上の諸問題 日時：令和2年11月17日 講師：杉並公証役場 公証人</p> <p>②「障害者総合支援法」と杉並区の障害者施策について 日時：令和3年2月26日 講師：杉並区障害者施策課 係長</p> </td> </tr> </tbody> </table>					区分	研修内容等	法律・財産管理等研修
区分	研修内容等							
法律・財産管理等研修	<p>法律職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で随時実施した。</p> <p>①任意後見契約公正証書作成に関する実務上の諸問題 日時：令和2年11月17日 講師：杉並公証役場 公証人</p> <p>②「障害者総合支援法」と杉並区の障害者施策について 日時：令和3年2月26日 講師：杉並区障害者施策課 係長</p>							

<ul style="list-style-type: none"> 外部研修 	研修内容	主催	参加人数
	推進機関テーマ別研究会議	東京都社会福祉協議会	2
	推進機関フォローアップ研修	東京都社会福祉協議会	1
	利用促進体制整備 基礎研修	全国社会福祉協議会	2
	利用促進体制整備 応用研修	全国社会福祉協議会	3
	成年後見地域連携ネットワーク会議	東京都保健福祉局	2
	専門職・専門職団体との連携のあり方を考える	東京都社会福祉協議会	2
	利用推進計画に係る家裁との連絡会	東京都社会福祉協議会	1
	利用者支援区市町村連絡会	東京都社会福祉協議会	2
	困難事例対応従事者研修	杉並区在宅医療・生活支援センター	3
	新任研修	東京都社会福祉協議会等	1
	同一労働同一賃金への対応に向けて	東京都産業労働局	2
	ハラスメント研修	杉並区社会福祉協議会	1
	個人情報保護研修	杉並区社会福祉協議会	2

(5) 申立て費用、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者への支援として、申立て費用助成事業及び後見報酬助成事業を実施した。

事業項目	実施内容		
申立て費用・後見報酬助成	(単位:件)		
	区分	2年度	元年度
	申立て費用助成	0件	0件
報酬費用助成	5件	2件	

【後見人サポート及び関係機関との連携強化】

(6) 親族後見人勉強会

当センターでは、家庭裁判所の最新動向を含めた後見事務に関する知識向上と、親族後見人の悩みや疑問の共有を目的として、親族後見人対象の勉強会を開催している。

事業項目	実施内容
親族後見人勉強会	<p><親族後見人のための勉強会について></p> <p>令和2年度下半期に開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、通常の勉強会の開催は見合わせた。</p> <p>これに代わるものとして、質問、困っていることや情報共有したいことなどのアンケートを実施し、成年後見制度の最新の動向を含めた『ニュースレター』を発行し、情報提供、共有を図った。</p> <p>また、個別の相談事項には、個別対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○親族後見人等アンケート <ul style="list-style-type: none"> 実施日 令和3年1月中旬～下旬 回答者数 19件 (全登録者 29件) ○『後見制度ニュースレター』発行日 令和3年3月5日 ○個別相談件数 3件

(7) 関係機関との連携強化のための事業

高齢者の利用について密接な関係にある地域包括支援センターに対しては、地域ケア会議に出席し、実務者レベルでの連携強化を図った。

また、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との業務連絡会を毎月開催し、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用の推進を図った。

さらに、令和元年度からの取り組みである成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能と役割を再認識し、杉並区内の関係機関との連携の強化や、成年後見制度の利用を円滑に進めるための杉並区成年後見制度利用促進協議会の実施方法および協議内容を見直した。

事業項目	実施内容
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター主催の地域ケア会議 参加回数 3回 ○ 杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との定期業務連絡会 開催回数 12回（原則毎月開催）

	<p>○ 東京都福祉保健局主催の連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援区市町村連絡会 1回 ・東京都と家裁の連絡協議会 1回 ・地域連携ネットワーク会議及び推進機関連絡会 1回 <p>○ 家裁との連絡協議会 1回</p> <p>○ 杉並区成年後見制度利用促進協議会</p> <p>①後見人部会 令和2年10月2日(金) 午後3時～5時 出席者 8団体 15名 内容 ○成年後見人等からの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人等を受任して困ったこと ・成年後見制度に関して課題と感じていること ・意思決定支援を踏まえた後見事務について ・杉並区成年後見センター令和元年度事業実施状況 <p>②地域支援部会 令和2年10月30日(金) 午後3時～5時 出席者 8団体 16名 内容 ○成年後見人等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人等との連携にあたって困ったこと ・支援者として後見センターやその他関係機関に期待すること ・成年後見制度に関して課題と感じていること ・意思決定支援について <p>③全体会 令和3年1月27日(水) 午後3時～5時 ※新型コロナウイルス感染予防対策のため中止 予定の内容については令和3年度に改めて開催予定。</p>
--	--

【法人後見業務】

(8) 法人後見業務

令和2年度は、令和元年度より継続の3件から新たな受任案件はなかったため、令和2年度の受任件数は3件である。

事業項目	実施内容																
法人後見業務	○ 法人後見業務 令和2年度の受任件数 3件 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>審判日</th> <th>種別</th> <th>類型</th> <th>主な後見事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19. 12. 26</td> <td>障害者 (精神・知的)</td> <td>後見</td> <td>財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援他</td> </tr> <tr> <td>H29. 4. 5</td> <td>障害者 (知的)</td> <td>後見</td> <td>財産の管理 福祉サービス利用支援他 入院手続き</td> </tr> <tr> <td>R2. 3. 27</td> <td>高齢者 (認知症)</td> <td>補助</td> <td>財産の管理 福祉サービス利用支援 施設入所手続き</td> </tr> </tbody> </table>	審判日	種別	類型	主な後見事務	H19. 12. 26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援他	H29. 4. 5	障害者 (知的)	後見	財産の管理 福祉サービス利用支援他 入院手続き	R2. 3. 27	高齢者 (認知症)	補助	財産の管理 福祉サービス利用支援 施設入所手続き
審判日	種別	類型	主な後見事務														
H19. 12. 26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援他														
H29. 4. 5	障害者 (知的)	後見	財産の管理 福祉サービス利用支援他 入院手続き														
R2. 3. 27	高齢者 (認知症)	補助	財産の管理 福祉サービス利用支援 施設入所手続き														
	※ 法人後見の現況については、資料2参照。																

【委任契約による代理事務】

(9) 委任契約による代理事務

移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について、法人の任意後見に関する検討と併せ継続的に検討を行った。なお、令和2年度における利用実績はない。

【後見監督事務】

(10) 後見監督事務

区民後見人受任事案に関しては、成年後見制度推進機関として当センターが後見監督事務を実施しており、令和元年度より継続の11件に加え、当年度において新たに5件の後見監督人受任の審判がおりたため、令和2年度の受任件数は16件となった。

なお、当年度において被後見人の死亡により1件終了したため、令和3年3月末現在の監督人受任件数は15件となった。

事業項目	実施内容				
後見監督事務	○ 後見監督事務 令和2年度の受任件数 16件				
	審判日	種別	類型	備考	主な後見監督事務
	H27. 12. 18	高齢者 (認知症)	後見		身上保護面を中心とした後見人支援
	H28. 10. 13	高齢者 (認知症)	保佐		
	H30. 5. 9	高齢者 (脳梗塞後遺症)	補助		
	H30. 8. 14	高齢者 (認知症)	後見		
	H30. 8. 17	高齢者 (認知症)	後見		
	H31. 2. 24	高齢者 (認知症)	後見		
	R1. 9. 3	高齢者 (認知症)	後見		
	R1. 11. 5	高齢者 (脳出血後遺症)	後見		
	R1. 12. 16	障害者 (知的)	後見		
	R1. 12. 26	高齢者 (認知症)	後見		
	R2. 1. 9	高齢者 (認知症)	後見	令和2年11月死亡により終了。 終了事務を行った。	
	R2. 8. 18	高齢者 (認知症)	保佐		
	R2. 10. 12	高齢者 (認知症)	後見		
	R3. 1. 19	高齢者 (認知症)	補助		
	R3. 2. 9	高齢者 (認知症)	後見		
R3. 3. 16	高齢者 (認知症)	後見			
※ 後見監督事務の現況については、資料3参照。					

【区長申立て事務支援】

(11) 区長申立て事務支援

区民等が後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることがないように、杉並区の所管課及び関係する機関との調整・連携を行い、訪問同行や申立書の作成など、区長申立て事務の支援を行った。

事業項目	実施内容						
区長申立て支援	○ 杉並区との協定に基づき、区長申立て事務の支援を行った。 (単位:件) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>2年度</th><th>元年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>区長申立て事務支援</td><td>41</td><td>52</td></tr></tbody></table>		2年度	元年度	区長申立て事務支援	41	52
	2年度	元年度					
区長申立て事務支援	41	52					

3. 法人管理業務

公益法人運営

法令及び定款に従い、理事会や社員総会の開催など法人の運営を適切に行った。

また、法定書類の作成・備置き・開示と定期書類の提出など法人の情報開示を適切に行った。

今後も、定款及び諸規則等について、法人運営の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う予定である。

事業報告の附属明細書

令和2年度事業報告においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。

令和2年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	申立時の居所				障害種別				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		施設	自宅	病院	他	認知症	知的障害	精神障害	他			
第1回 (4月)	1			○			○		○	93	○				○					社会福祉士	福祉事務所
	2			○			○		○	90			○		○					司法書士	地域包括支援センター
	3			○			○	○		85			○		○					社会福祉士	地域包括支援センター
	4			○			○		○	86		○			○					社会福祉士	地域包括支援センター
第2回 (5月)	5			○			○	○		69			○				○			社会福祉士	福祉事務所
	6			○			○	○		93	○				○					司法書士	社協あんしんサポート
	7	○			○				○	86	○							○		社会福祉士	地域包括支援センター
	8		○		○				○	85	○				○					区民後見人	社協あんしんサポート
	9			○			○		○	94			○		○					司法書士	ケアマネジャー
第3回 (6月)	10			○			○		○	94		○			○					司法書士	地域包括支援センター
	11	○			○				○	68		○					○		○	司法書士	地域包括支援センター
	12			○			○	○		77	○				○					社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	13			○			○	○		78		○			○					社会福祉士	地域包括支援センター
第4回 (7月)	14			○			○	○		78			○		○					社会福祉士	病院
	15			○			○		○	83		○			○					司法書士	地域包括支援センター
	16			○		○			○	86		○			○					社会福祉士	社協あんしんサポート
	17		○				○	○		62			○					○		社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	18			○			○		○	90		○			○					区民後見人	地域包括支援センター
	19			○			○	○		77			○		○					税理士	地域包括支援センター
第5回 (8月)	20			○			○		○	77			○		○				○	司法書士	福祉事務所
	21			○		○			○	45			○				○			社会福祉士	区保健センター
	22			○			○	○		80			○		○				○	司法書士	福祉事務所
	23			○			○		○	72	○				○					家裁一任	区高齢者在宅支援課
	24			○		○			○	88	○				○					社会福祉士	社協あんしんサポート
	25			○		○			○	81	○				○					社会福祉士	社協あんしんサポート
第6回 (9月)	26			○			○	○		86				○	○					社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	27		○			○			○	55	○						○			弁護士	施設職員
	28	○				○			○	36		○					○			社会福祉士	本人
	29			○		○			○	70			○					○		税理士	親族
	30		○			○			○	64	○							○		社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	31		○			○			○	88		○					○			司法書士	地域包括支援センター
	32			○		○			○	93	○				○					司法書士	地域包括支援センター
	33			○		○			○	64	○						○			司法書士	地域包括支援センター
	34			○			○		○	92			○						○		社会福祉士
計		3	5	26	7	7	20	16	18	-	12	9	12	1	22	0	7	5	3	弁護士 司法書士 社会福祉士 税理士 区民後見人 家裁一任	1 11 17 2 2 1

令和2年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	申立時の居所				障害種別				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路		
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		施設	自宅	病院	他	認知症	知的障害	精神障害	他					
第7回 (10月)	35			○			○	○		58			○		○						弁護士	病院	
	36			○			○	○		85			○		○						司法書士	地域包括支援センター	
	37	○				○			○		71			○							区民後見人	社協あんしんサポート	
第8回 (11月)	38			○			○	○		76			○		○						社会福祉士	地域包括支援センター	
	39	○			○				○		81		○		○						社会福祉士	地域包括支援センター	
	40			○			○	○		77			○						○		司法書士	病院	
	41			○			○		○	79	○				○						司法書士	地域包括支援センター	
第9回 (12月)	42			○			○		○	81	○				○				○		区民後見人	福祉事務所	
	43			○			○		○	81	○				○						社会福祉士	区高齢者在宅支援課	
	44			○			○	○		60	○					○					社会福祉士	特定相談支援事業所	
	45			○		○			○	88	○				○						社会福祉士	区高齢者在宅支援課	
	46			○			○	○		80			○		○						司法書士	地域包括支援センター	
	47	○				○			○	60		○			○						弁護士	区在宅医療・生活支援センター	
	48			○		○			○	42		○				○					社会福祉士	区障害者施策課	
	49			○			○		○	95			○							○		社会福祉士	地域包括支援センター
第10回 (1月)	50			○			○		○	87		○			○						社会福祉士	ケアマネジャー	
	51			○			○		○	86			○							○		区民後見人	区高齢者在宅支援課
	52			○			○		○	85			○		○						司法書士	地域包括支援センター	
	53			○			○		○	89	○				○						区民後見人	社協あんしんサポート	
	54			○			○		○	85			○		○						司法書士	区高齢者在宅支援課	
	55			○			○		○	48			○			○					社会福祉士	区障害者施策課	
第11回 (2月)	56			○		○			○	68			○		○				○		司法書士	福祉事務所	
	57			○			○		○	87		○			○						社会福祉士	地域包括支援センター	
	58			○			○	○		89	○				○						司法書士	区高齢者在宅支援課	
	59			○			○	○		75			○							○		社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	60			○		○			○	91		○			○						司法書士	ケアマネジャー	
	61			○		○			○	76		○			○						司法書士	社協あんしんサポート	
	62			○		○			○	61			○							○		司法書士	病院
第12回 (3月)	63			○			○	○		51	○				○						社会福祉士	特定相談支援事業所	
	64		○			○			○	69		○									司法書士	親族	
計		3	1	26	2	8	20	15	15	-	8	8	14	0	20	4	1	5	2		弁護士 2 司法書士 12 社会福祉士 12 税理士 0 区民後見人 4		
年間計		6	6	52	9	15	40	31	33	-	20	17	26	1	42	4	8	10	5		弁護士 3 司法書士 23 社会福祉士 29 税理士 2 区民後見人 6 家裁一任 1		

法人後見の現況

	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
法人後見 2号	平成19年12月26日	知的・精神障害	女性、50歳	後見
	<p>(身上監護)障害福祉サービスでホームヘルパーや移動支援を利用しながら、単身で在宅生活している。担当職員及び支援員が2週間に1回自宅を訪問し、生活費を届け生活状況を確認している。令和2年度後半から妄想症状が強くなり、入院により投薬調整を行っている。</p> <p>(財産管理)預貯金、投資信託等を管理している。</p> <p>(今後の方針)年間収支は赤字ではあるが、現時点では生活に支障はない。治療の状況を確認しながら場合によっては今後の居所を検討する。</p>			
法人後見 5号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成29年4月5日	知的障害	男性、62歳	後見
	<p>(身上監護)平成15年よりグループホームに入所。担当職員及び支援員による毎月1回の定期訪問実施。ヘルパー付添いによる外出時に行方不明となったことや、転倒も増えているが、関係機関と協議しながら支援している。</p> <p>(財産管理)預貯金の管理、必要な支払いを行う。</p> <p>(今後の方針)年間収支は黒字の予定である。グループホームでの安定した生活に向け支援する。</p>			
法人後見 7号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和2年3月27日	認知症	女性、95歳	補助
	<p>(身上監護)令和2年3月3日申立て。同3月27日審判が下りる。 離婚歴あり。兄弟姉妹は既に死亡。アパートで単身生活をしてきたが、令和2年1月の入院を機に身体機能、判断力が低下。在宅での単身生活は難しい状況。ショートステイ利用を経て令和2年10月に特別養護老人ホームに入所となった。緊急の事態については、息子と連絡が取れることになった。</p> <p>(財産管理)年金収入と僅かな預貯金のみのため、介護保険での施設入所により収支の安定を図る。</p> <p>(今後の方針)特別養護老人ホームでの安心安定した今後の生活を支援する。</p>			

法人後見監督の現況

監督 109号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成27年12月18日	認知症	女性、83歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
洋品店を営んでいたが、多重債務で自己破産の後、生活保護を受給。平成24年6月から地域福祉権利擁護事業を利用していたが、平成25年2月のグループホームに入所し解約となった。その後一時は申立人である親族が金銭管理を支援していたが、支援の継続が難しくなったため平成27年12月親族により申立てを行った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、令和2年4月に監督事務報告書を家裁に送付した。				
監督 112号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成28年10月13日	認知症	女性、89歳	保佐
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
独り暮らしをしていたが、腰椎圧迫骨折等により歩行障害が悪化し、平成27年12月から入院、平成28年1月より老健施設に入所。その後判断能力の低下がみられ、平成28年9月区内特別養護老人ホームに入所した。社協のあんしん未来支援事業を利用して金銭管理の支援を受けていたが、判断能力の低下により契約継続が困難となった。住宅の解約、施設入所の手続き、施設利用料の支払い等のため申立てが必要となり、平成28年7月本人による申立てを行った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、令和3年1月に監督事務報告書を家裁に送付した。				
監督 116号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成30年5月9日	脳梗塞後遺症	女性、83歳	補助
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
70歳の時に脳梗塞を発症し右半身麻痺の後遺症が残ったため、仕事をやめ平成20年9月から生活保護を受けていた。平成22年自宅借地権売却により約300万円の収入があり、生活保護は廃止となっている。平成22年から独居が難しくなり特別養護老人ホームに入所。姉が金銭的な管理なども支援をしていたが、高齢により支援が難しくなったために、後見制度利用に至った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、令和2年7月に監督事務報告書を家裁に送付した。				
監督 117号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成30年8月14日	認知症	男性、86歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
平成12年に脳梗塞を発症し、右不全麻痺、失語症などの障害が残り、一人暮らしが困難になった。平成16年、長兄の支援で特別養護老人ホームに入所した。施設入所後も、長兄夫婦が財産管理などを支援してきたが、平成28年1月に長兄が死亡した。しばらくは長兄の妻が支援していたが、高齢により支援が難しくなったために、後見制度利用に至った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、令和2年10月に監督事務報告書を家裁に送付した。				
監督 118号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成30年8月17日	認知症	男性、87歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
本人は独居で、地域権利擁護事業の支援を受けながら生活していたが、認知症が悪化し、在宅生活を続けることが難しくなった。施設入所の際の契約や財産管理を行える親族もいないことから、後見制度の利用に至った。平成30年9月グループホームに入所した。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、令和2年12月に監督事務報告書を家裁に送付した。				

監督 1 2 0 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成31年2月24日	認知症	男性、89歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	<p>公営住宅で独り暮らしをしている。平成28年から認知症により地域権利擁護事業の利用をしていた。その後、認知症が進行し、後見制度の利用に至った。現在は介護サービスと配食サービスを利用して在宅生活を送っているが、歩行のふらつきやADLの低下が見られ、独居は難しいため特養への入所を申請。令和元年5月隣接区の特養に入所。</p> <p>区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、令和2年6月に監督事務報告書を家裁に送付した。</p>			
監督 1 2 2 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和1年9月3日	認知症	女性、87歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	<p>区営住宅で暮らしていたが、平成30年ごみ出しや郵便ポストの利用に混乱を生じていた本人を心配した近所の方からの連絡がきっかけとなり地域包括支援センターが訪問し、平成31年3月地域福祉権利擁護の契約につながった。物盗られ妄想など不穏が強くなり自ら警察に保護を求め、区内特養のショートステイを利用していたが、在宅生活は困難となり、特養の入所契約のため後見制度を利用、令和元年10月特養に入所となった。</p> <p>区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、令和2年12月に監督事務報告書を家裁に送付した。</p>			
監督 1 2 3 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和1年11月5日	脳出血後遺症	女性、78歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	<p>上京後、按摩マッサージの仕事で生計をたてていたが、平成30年3月から生活保護を受給。同年7月から区外の養護老人ホームに入所となり、同時に生活保護は廃止となった。</p> <p>令和元年6月、左視床下部の出血により緊急入院し、同年7月、転院。わずかな発語はみられるが、コミュニケーションは困難で、今後の回復は望めない。養護老人ホームへの帰園は不可となり、今後も現病院での療養生活を継続する予定。</p> <p>区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、令和3年2月に監督事務報告書を家裁に送付した。</p>			
監督 1 2 4 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和1年12月16日	知的障害	男性、45歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	<p>区立の小学校、中学校、都立の特別支援学校を卒業。てんかんはもう何年も起きていない。心筋梗塞で数年前に倒れたことがあるため、年に数回心電図の検査を行っている。</p> <p>簡単な言葉での意思疎通は可能。予定の変更などでパニックを起こすこともあるので、注意が必要。日中は作業所(就労継続支援B型)に通い、公園清掃などの作業にあたっている。休日は移動支援を利用して、好きな電車に乗って過ごしている。</p> <p>区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、令和3年3月に監督事務報告書を家裁に送付した。</p>			
監督 1 2 5 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和1年12月26日	認知症	男性、84歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	<p>平成14年12月に生活保護となり、単身生活していたが平成27年12月にアパートの更新手続きの際、内容の理解力低下が見られるようになったため、検査したところ認知症と診断された。平成29年5月から杉並区社協の地域福祉権利擁護事業を利用していたが、短期記憶の低下で気づくとお金を費消してしまう傾向が顕著となっていた。最近では失見当も顕著となり、コンビニ帰りに自宅に戻れなくなって、警察に保護されることもあり、令和元年10月末には区内のグループホームに入居した。</p> <p>令和2年2月に初回報告書を家裁に送付。以後、区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行う。</p>			

監督 1 2 6 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和2年1月9日	認知症	女性、89歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	平成13年に脳梗塞を発症し一人暮らしが困難になったため、平成14年に特別養護老人ホームに入所した。数十年前から交流のある知人女性(90代)が、本人の通帳を預かり、金銭管理をしていた。福祉事務所としては、知人女性が保護費を管理することは不適切との考えから、再三に渡り知人を説得していた。令和元年10月、知人が通帳を福祉事務所に返却した。本人は、脳梗塞の後遺症から左半身麻痺があり、生活全般に介助が必要な状態。 令和2年2月に区民後見人に引継ぎを行い、3月には区民後見人からの定期報告を受けている。 令和2年7月誤嚥性肺炎の症状で入院。経鼻経管栄養となり、9月には療養型病床への転院となる。全身状態が低下し、11月16日死去。 裁判所の許可により区民後見人が死後事務を行う。令和2年12月終了報告を家裁に提出。			
監督 1 2 7 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和2年8月18日	認知症	女性、86歳	保佐
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	自宅アパートで独居。無年金で収入がなく預金を取り崩して生活してきた。平成31年1月から、歩行が不安定で銀行に行くことが困難となり地域福祉権利擁護事業を利用。令和2年1月に、足の痛みを訴え病院へ救急搬送された。以前から患っていた変形性膝関節症が悪化し在宅生活が困難となり、令和2年7月に特別養護老人ホームに入所。日常生活において意思疎通は可能だが、物忘れや複雑な内容は理解できないため、支援が必要な状態である。 令和2年10月に初回報告を家裁に送付。以後、区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行う。			
監督 1 2 8 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和2年10月12日	認知症	女性、91歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	夫の没後、区内高齢者住宅で独り暮らしをしていたが、平成27年に高血圧で入院したのを機に地域包括支援センターにつながり介護保険サービスを利用するようになった。令和2年ごろから認識力の低下が見られ始め、自宅で転倒・怪我をしてからは一人で自宅にいるのを嫌がり入院を望むほど不安感が強くなっていた。令和2年4月からショートステイを利用して始めて、同年11月特別養護老人ホーム入所となった。 令和2年12月に初回報告を家裁に送付。以後、区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行う。			
監督 1 2 9 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和3年1月19日	認知症	男性、71歳	補助
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	大学を卒業し事務職を定年まで続けたが、40歳の頃糖尿病を発症しインシュリンの自己投与をしていた。数年前から足病変の改善と再発を繰り返し、次第に金銭管理能力も低下した。医療費や国民健康保険料が支払えず給付制限がかかる等の状況となったため、平成26年から地域福祉権利擁護事業を利用。治療は継続しているが、足病変の改善は見られず痛みも伴い、歩行は困難で全面的に介助が必要な状態で、療養型病床または施設での生活が必要。判断能力はある程度あるが、複雑な内容の説明が続くと集中力を欠き、話が続かない。 令和3年3月に初回報告を家裁に送付。以後、区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行う。			

監督 1 3 0 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和3年2月9日	認知症	女性、81歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	平成23年から夫婦で生活保護を受給。本人は平成28年より特別養護老人ホームに入所し、単身生活の夫は平成30年7月死亡。子はいない。毎年亡夫が行ってきた本人の年金請求手続きの再開のため後見人就任が求められた。本人はほぼ寝たきりで話しかけに頷くような動作もみられるが、意思疎通は難しい。 令和3年3月10日に区民後見人への引継ぎを行った。同4月に初回報告を家裁に送付する予定。			
監督 1 3 1 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和3年3月16日	認知症	女性、90歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	若い時には水墨画の仕事をし、10年ほど前には地域のボランティア活動にも参加。住んでいる都営住宅には友人が多かった様子。隣市に住む長年の友人が本人の金銭管理等の支援をしていたが、本年夏ごろから認知症状が悪化したため地域権利擁護事業の契約に結びついた。令和2年夏に腕を骨折したが、骨折したことを忘れてギブスを外してしまうためショートステイの利用となった。短期記憶の衰えが著しく、同じ話を何回も繰り返している。簡単な会話は可能だが、状況を理解して判断することは難しい。令和3年3月末現在、ショートステイを継続中 令和3年4月23日に区民後見人に引継ぎの予定。			

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

第 15 期

(令和2年度)

貸 借 対 照 表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

附 属 明 細 書

財 産 目 録

公益社団法人杉並区成年後見センター

杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階

貸借対照表

令和3年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	12,075,848	12,063,136	12,712
未 収 金	0	1,051,746	△ 1,051,746
流動資産合計	12,075,848	13,114,882	△ 1,039,034
資産合計	12,075,848	13,114,882	△ 1,039,034
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	6,142,809	6,512,892	△ 370,083
未払費用	2,629,346	3,353,328	△ 723,982
預り金	303,693	248,662	55,031
流動負債合計	9,075,848	10,114,882	△ 1,039,034
負債合計	9,075,848	10,114,882	△ 1,039,034
III 正味財産の部			
1. 基金	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産		0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
負債及び正味財産合計	12,075,848	13,114,882	△ 1,039,034

正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
利用料収入	2,018,000	2,097,000	△ 79,000
受取利息	389	517	△ 128
負担金収入	29,465,979	36,744,910	△ 7,278,931
受取寄附金	0	0	0
経常収益計	31,484,368	38,842,427	△ 7,358,059
(2) 経常費用			
① 事業費	25,339,585	30,562,478	△ 5,222,893
給料手当	13,211,948	18,659,818	△ 5,447,870
法定福利費	2,875,891	3,906,733	△ 1,030,842
福利厚生費	77,020	100,436	△ 23,416
その他の報酬	3,069,684	2,466,562	603,122
消耗品費	360,365	326,293	34,072
事務用品費	157,098	60,777	96,321
賃借料	2,110,703	2,040,414	70,289
保険料	139,490	136,210	3,280
修繕費	237,006	116,298	120,708
旅費交通費	85,844	145,192	△ 59,348
通信費	489,589	475,701	13,888
支払手数料	137,192	80,663	56,529
広告宣伝費	631,170	591,200	39,970
業務委託費	396,000	585,187	△ 189,187
研修費	40,000	0	40,000
分担金	326,965	355,494	△ 28,529
助成費用	993,620	515,500	478,120
雑費	0	0	0
② 管理費	6,144,783	8,279,949	△ 2,135,166
役員報酬	839,000	916,000	△ 77,000
給料手当	2,188,017	3,917,416	△ 1,729,399
法定福利費	1,587,142	1,988,349	△ 401,207
福利厚生費	26,981	22,632	4,349
その他の報酬	243,000	306,000	△ 63,000
消耗品費	154,442	139,840	14,602
事務用品費	59,368	37,398	21,970
通信費	158,255	152,633	5,622
賃借料	414,072	383,778	30,294
修繕費	200,574	147,042	53,532
業務委託費	27,500	69,935	△ 42,435
研修費	0	12,000	△ 12,000
支払手数料	106,304	34,571	71,733
分担金	140,128	152,355	△ 12,227
経常費用計	31,484,368	38,842,427	△ 7,358,059
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	3,000,000	3,000,000	0
基金期末残高	3,000,000	3,000,000	0
IV 正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0

正味財産増減計算書内訳表
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計 成年後見制度利用推進事業	法人会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
利用料等収入	2,018,000	0	0	2,018,000
受取利息	389	0	0	389
負担金収入	23,321,196	6,144,783		29,465,979
経常収益計	25,339,585	6,144,783	0	31,484,368
(2) 経常費用				
①事業費	25,339,585	0	0	25,339,585
給料手当	13,211,948	0	0	13,211,948
法定福利費	2,875,891	0	0	2,875,891
福利厚生費	77,020	0	0	77,020
その他の報酬	3,069,684	0	0	3,069,684
消耗品費	360,365	0	0	360,365
事務用品費	157,098	0	0	157,098
賃借料	2,110,703	0	0	2,110,703
保険料	139,490	0	0	139,490
修繕費	237,006	0	0	237,006
旅費交通費	85,844	0	0	85,844
通信費	489,589	0	0	489,589
支払手数料	137,192	0	0	137,192
広告宣伝費	631,170	0	0	631,170
業務委託費	396,000			396,000
研修費	40,000	0	0	40,000
分担金	326,965	0	0	326,965
助成費用	993,620	0	0	993,620
雑費	0	0	0	0
②管理費	0	6,144,783	0	6,144,783
役員報酬	0	839,000	0	839,000
給料手当	0	2,188,017	0	2,188,017
法定福利費	0	1,587,142	0	1,587,142
福利厚生費	0	26,981	0	26,981
その他の報酬	0	243,000	0	243,000
消耗品費	0	154,442	0	154,442
事務用品費	0	59,368	0	59,368
通信費	0	158,255	0	158,255
賃借料	0	414,072	0	414,072
修繕費	0	200,574	0	200,574
業務委託費	0	27,500		27,500
研修費	0	0	0	0
支払手数料	0	106,304	0	106,304
分担金	0	140,128	0	140,128
経常費用計	25,339,585	6,144,783	0	31,484,368
当期経常増減額	0	0	0	0
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 基金増減の部				
当期基金増減額	0	0	0	0
基金期首残高	3,000,000	0	0	3,000,000
基金期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
IV 正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
IV 正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 消費税等の会計処理

税込処理によっている。

3. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
負担金	杉並区	0	22,629,910	22,629,910	0	
負担金	杉並区社会福祉協議会	0	6,836,069	6,836,069	0	

4. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

5. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	法人等の名称	住所	資産総額 (単位：円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (単位：円)	科目	期末残高 (単位：円)
						役員 の 兼務等	事業上 の関係				
支配 法人	杉並区	杉並区 阿佐谷南 1丁目15番1号	—	地方公共 団体	社員2名 のうち1名	理事2名	基金拠出	基金	—	基金	(2,000,000)
							運営費負担	負担金	22,629,910	未払金	(4,382,090)

※期末残高の()は貸方残高を表している。

6. 重要な後発事象

該当なし。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

該当なし。

2. 引当金の明細

該当なし。

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区負担金管理口座	6,078,884
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区社会福祉協議会負担金管理口座	2,538,813
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 預り金管理口座	458,151
		定期預金 みずほ銀行 荻窪支店	基金 基金拠出額の管理口座	3,000,000
流動資産合計				12,075,848
資産合計				12,075,848
(流動負債)	未払金	杉並区に対する未払額	杉並区よりの負担金精算に伴う還付未払額	4,382,090
	未払金	杉並区社会福祉協議会に対する未払額	杉並区社会福祉協議会よりの負担金精算に伴う還付未払額	1,760,719
	未払費用	事業者及び職員他に対する未払額	事業費及び管理費の事業年度末経費未払額	2,629,346
	預り金	職員他よりの預り額	職員他の源泉所得税及び職員の社会保険料預り額	303,693
流動負債合計				9,075,848
負債合計				9,075,848
正味財産				3,000,000

監査報告書

公益社団法人 杉並区成年後見センター
理事長 田山 輝明 様

令和3年4月22日

公益社団法人 杉並区成年後見センター

監事 石川 貴世子



監事 三田 利春



私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和3年度

公益社団法人杉並区成年後見センター

事業計画書・収支予算書

令和3年度公益社団法人杉並区成年後見センター事業計画

1 基本的な考え方

成年後見制度利用推進機関としての公益活動を一層充実させるべく、これまでの事業実績を踏まえ、以下の基本方針のもと成年後見制度の利用促進事業を遂行する。

【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 成年後見制度の中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

令和3年度は、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、令和2年から新たに開始した専門相談事業や杉並区成年後見制度利用促進協議会の成果を検証しながら、地域関係機関と専門職との連携をさらに深め、制度利用者への支援の拡充を図る。

また、周知・普及活動について、令和2年度中は新型コロナウイルスの感染拡大により十分な活動ができなかったため、感染対策を十分に行うとともに、活動方法を様々工夫して進めていく。

なお、中核機関としてのさらなる機能整備に向け、杉並区・杉並社協との連携のもと検討し、地域における成年後見制度の利用促進に向けて取り組む。

2 具体的事業計画

【公益目的事業】 成年後見制度利用推進事業

◆ 成年後見制度の周知、普及及び啓発活動

(1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、当法人主催、若しくは他団体との協働により一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図る。

(2) 区民後見人等養成・支援事業

今後の後見制度の利用の増加に対応するため、安定した事案を受任する区民後見人を養成・育成する。区民後見人等養成研修は3年毎に実施し、令和3年度で第5期となる。

実施方法は区すぎなみ地域大学と協働し基礎研修を実施し、同基礎研修修了者を対象に実務研修を実施する。（事前説明会1回、基礎研修全5回、実務研修全3回、登録選考1回）

これまでに養成した区民後見人登録者に対しては、区民後見人等候補者の紹介から区民後見人等受任後の監督までの一貫した支援を行う。

また、後見人受任までの待機期間中の支援として、当センターが必要と認める研修を実施するとともに、事業支援員、法人後見支援員として活用する事業を行う。（フォローアップ研修 年2回）

(3) 周知活動

パンフレット、ポスターやホームページといった媒体を通じて、成年後見制度の周知及び利用促進、当法人事業の周知及び広報を行うほか、地域団体等が主催する研修会や説明会への参加、または共同での開催を通じて周知活動を行う。

また、区庁舎および「ふれあいフェスタ」での成年後見制度のパネル展示に加え、「すぎなみフェスタ」や浴風会の催事などへ引き続き積極的に参加し、周知活動を行うとともに、杉並区成年後見制度利用促進協議会メンバーを通じて出張説明会や専門相談事業の案内を行う。

パネル展示等の周知活動の実施に際しては、法人支援員の活用を図る。

◆ 成年後見制度に関する相談及び利用支援

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある者、その家族からの権利擁護や成年後見制度に関する電話・来所相談に応じるほか、必要に応じて訪問して相談を受ける。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行う。

また、平日時間の無い方や複雑な課題を抱えている方に相談機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施し、成年後見制度の利用相談事業を行う。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、申立て手続き支援として、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介等継続的な相談支援を行う。

既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談に対する対応も行う。

さらに、専門相談事業を通じて、専門職による制度利用開始前及び開始後にける利用者の支援を拡充させる。(週2回 年間92回)

(5) 申立て費用、後見報酬助成事業

収入や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者に対し、ホームページ等を通じ助成制度の周知を図り、制度利用が必要な者に対し以下の助成事業を行う。

(申立て費用助成事業)

後見開始等の申立てを行おうとする者が、収入や資産が少ないために、申立て費用を負担することができない場合に、申立て手数料や鑑定費を助成する事業

(後見報酬助成事業)

被後見人等の収入や資産が少ないために、後見人等への報酬費を負担することが困難な場合に、被後見人等に対し後見人等への報酬費の全部又は一部を助成する事業

◆ 後見人サポート及び関係機関との連携強化

(6) 親族後見人勉強会

東京家庭裁判所の最近の動向を含めた後見業務に関する法律知識、財産管理の手法や家裁への報告について専門家から学ぶため、親族後見人勉強会を開催する。また、勉強会を、後見人同士が抱える疑問などを意見交換する交流の場として活用する。(年1回)

(7) 関係機関との連携強化のための事業

成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催する。協議会を通じて、専門職団体や関係機関が成年後見制度の利用者本人と本人を取り巻くチームに対し、本人の意思決定支援を行えるよう必要な連携強化を図る。制度の周知、普及についても協力いただく。

高齢者については密接な関係にある地域包括支援センターの連絡会に出席し、実務者レベルでの連携強化を図る。また、障害者については障害者地域相談支援センター等との連携をより強化する。

さらに、杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)との業務連絡会を毎月開催し、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用を推進していく。

◆ 法人後見業務

(8) 法人後見業務

平成29年度に策定した法定後見の法人後見受任基準に基づき、法人後見受任の拡充を図ることとし、成年後見制度の利用を必要とする者の個別の事案の特性から法人後見としての対応が必要な場合には、当法人が後見人を受任し後見事務を進める。

また、任意後見の法人後見受任に関しては、今後の受任開始をめざし、必要な受任基準や体制整備について検討する。

◆ 委任契約による代理事務

(9) 委任契約による代理事務

法人の任意後見に関する検討と併せて、移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について検討する。

◆ 後見監督事務

(10) 後見監督事務

個別事案について区民後見人受任の可能性を検討し、区民後見人受任事案に関しては、家庭裁判所の選任のもと、法人後見監督人として区民後見人に対し適切な指導監督を行う。

法定後見及び任意後見の制度利用に際し、法人後見監督人としての対応の必要が生じた場合には、後見監督事務を行う。

◆ 区長申立て事務支援

(11) 区長申立て事務支援

区長申立て事案においては、支援できる親族がいない事例や困難事例が増加傾向にあるため、関係機関との連携をとりながら必要な事務の支援を行う。

【法人管理業務】

（１） 公益法人運営

法令及び定款にしたがい、理事会や社員総会の開催など法人の機関運営と法定書類の作成・備置き・開示と定期提出書類の提出などの法人情報開示を適切に行う。

また、法人運営の状況を踏まえ、定款及び諸規則等について、必要に応じ見直しを行う。

収 支 予 算 書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

単位：円

I 一般正味財産増減の部

1. 経常増減の部

(1) 経常収益

利用料等収入	1,106,500	法人後見報酬・後見監督報酬・地域大学講座委託料
受取利息	500	
負担金収入	<u>39,615,591</u>	杉並区 28,773,000 円、杉並社協 10,842,591 円
経常収益計	40,722,591	

(2) 経常費用

① 事業費

給料手当	17,640,777	職員給料手当（事業従事割合）
法定福利費	3,776,095	職員法定福利費（事業従事割合）
福利厚生費	108,229	
その他の報酬	4,772,660	委員、法律専門職、専門相談員、実務研修報酬他
消耗品費	378,000	
事務用品費	133,000	
賃借料	1,869,960	サーバー・端末 PC リース料、相談管理システム
保険料	145,000	
修繕費	111,440	
旅費交通費	220,800	
通信費	484,600	電話利用料他
支払手数料	106,400	
広告宣伝費	607,000	パンフレット等作成費用
研修費	80,000	
業務委託費	792,000	議事録作成（運営委員会）
分担金	378,000	
申立費用助成	1,222,190	成年後見制度利用助成事業他
雑費	30,866	

② 管理費

役員報酬	1,070,000	役員報酬
給料手当	3,078,459	職員給料手当（法人管理業務従事割合）
法定福利費	1,803,854	職員法定福利費（法人管理業務従事割合）
福利厚生費	38,129	
その他報酬	459,000	法律専門職報酬
消耗品費	162,000	
事務用品費	57,000	
通信費	149,400	
賃借料	414,072	
修繕費	146,760	
支払手数料	126,900	
業務委託費	198,000	議事録作成（理事会）
分担金	<u>162,000</u>	

経常費用計 40,722,591

当期経常増減額 0

当期一般正味財産増減額 0